



えっ!?

# 退職したら保険証って使えないの？

◆退職の場合、退職日の翌日から使用できません。

◆扶養解除の場合、被扶養者でなくなった日から使用できません。

保険証は、

## “退職時にすみやかにご返却ください!!”

使えない保険証と知りつつ使用した場合、詐欺罪に問われる場合もありますのでご注意ください。  
また、使用できない保険証を使用した場合、保険者で負担した医療費を返還いただくこととなります。返納がない場合には自宅訪問や裁判所への法的措置による回収を行うことがあります。

お知らせ

保険証の返却について

様

- あなたの保険証は令和 年 月 日をもって資格喪失をいたしますのでお知らせします。
- ご家族の保険証は令和 年 月 日をもって資格喪失をいたしますのでお知らせします。

- ① 上記の日付以降保険証は使用できませんので、速やかに(担当) \_\_\_\_\_ までお返してください。
- ② 上記以降における医療機関での受診は、新たに加わっていただく健康保険にて受診してください。  
※現在治療中であっても、診察券等のみで受診することはできません。新たに交付された保険証を提示してください。
- ③ 資格喪失以降は、主に以下のいずれかへの手続きが必要となります。

### 1. 協会けんぽの任意継続

☛協会けんぽにお問い合わせください。

### 2. 市区町村の国民健康保険

☛お住まいの市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

### 3. ご家族の健康保険の扶養家族

☛ご家族の勤務先にお問い合わせください。

※それぞれ加入条件がありますのでご注意ください。